

監査公表第 819 号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

京都市監査委員

1 令和5年度財政援助団体等監査（事務）（令和6年4月5日監査公表第806号）

（文化市民局－1）

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）	
2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	(5) 公の施設の指定管理者監査 a 所管課関係 (a) 指定管理業務の範囲 京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手続が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあつた。 指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。

対 応 状 況
当該施設については、令和5年度から令和8年度までを指定管理期間として協定書を締結している。指摘の事業については指定管理業務として位置付けているが、次期指定管理期間までその内容を変更することは困難である。 文化市民局として、令和6年3月11日に局内の各計理担当者を通じて各所属長に対し、監査の实地調査における問題点に関する資料を送付し情報共有を行ったうえで、今後同様の問題が発生することのないよう、各所属及び所管団体等において点検するよう依頼した。 現在、他施設の事例も踏まえ、自主事業へ変更した場合の影響を含めて検討している段階であり、指摘の事業については、次期指定管理期間までに、業務のあり方を検討する。

監 査 の 結 果 （ 指 摘 事 項 ）	
２ 株式会社京都産業振興センター	
（４） 公の施設の指定管理者監査	
b 所管課関係	
(a) 指定管理業務の範囲	
京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手続が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあった。	
指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。	

講 じ た 措 置	
京都市勧業館で実施している事業のうち、コピー機やコインロッカーの貸出等、その性質からすると本来自主事業に分類すべきであった事業については、令和６年度以降、順次、自主事業として取り扱うこととした。	
未措置であったレストラン事業については、令和７年４月から自主事業として取り扱うこととし、「運用基本指針」及び「京都市勧業館の管理に関する協定書」に基づき、指定管理者に対して事業実施の承認及び施設の使用許可を行うなど、必要な手続を行った。	

(監査事務局)